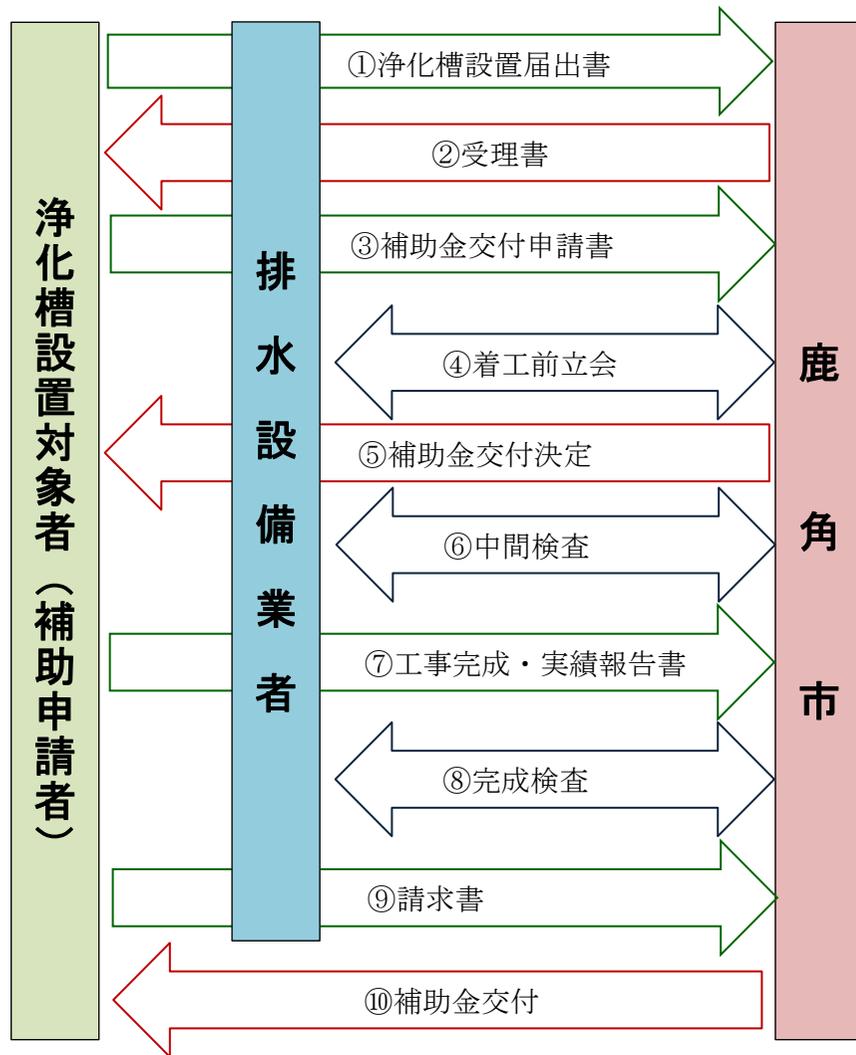


浄化槽設置整備事業費補助金交付フロー



【注意事項】

R 6 年度も補助金交付申請の先着順として受け付けます。

申請の際は、令和 7 年 2 月末までに実績報告の提出ができるかを十分精査のうえ、申請をしてください。

フロー詳細

① 浄化槽設置届出書の提出（対象者→市）

排水設備業者に依頼して「浄化槽設置届出書」を速やかに提出してください。

■設置届出書提出締切…令和 6 年 9 月 30 日

② 受理書・許可書の交付（市・県→対象者）

市で浄化槽設置届出書等を審査し、改築の場合は「受理書」を発行します。新築の場合は秋田県で「許可書」を交付します（この「受理書」「許可書」は、補助金交付申請の際に必要なになります）。

※「受理書」は提出後、通常 10 日間（大臣認定浄化槽以外は 21 日間）の審査期間を経過しなければ補助金交付申請書の添付書類として使用できません。

③ 補助金交付申請（対象者→市）

「補助金交付申請書」に記載がある 1～7 の書類のほか、下記書類を必ず添付して申請してください。

【その他添付書類】…排水設備等計画縦断図、登録浄化槽管理票（C 票）、登録証、保証登録証、合併処理浄化槽を所有していないことの証明（汲み取りの領収書写し等）

■補助金交付申請書の提出締切…令和 6 年 11 月 1 日

⑤ 補助金交付決定通知書（市→対象者）

申請書が提出されますと、着工前立会による現地調査や、申請者の市税等滞納状況等を確認後に「補助金交付決定通知書」を交付します。

「補助金交付決定通知書」が届いてから工事に着工し、なるべく年内の完成と実績報告提出を目指して事業を進めてください。

⑦ 工事完成・実績報告（対象者→市）

工事完成後の 1 ヶ月以内に実績報告書を提出してください。併せて「浄化槽使用開始報告書」を提出してください。

⑧⑨⑩ 補助金交付（市→対象者）

実績報告書の提出後、完成検査を行います。検査合格後、補助金の振り込みの手続きとなります（完成検査後約 2 週間後の補助金交付となります。）